

2020年4月13日

Japan tax alert

EY税理士法人

景気後退期における 移転価格分析:回帰分析 を用いた差異調整

河野 綾人

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

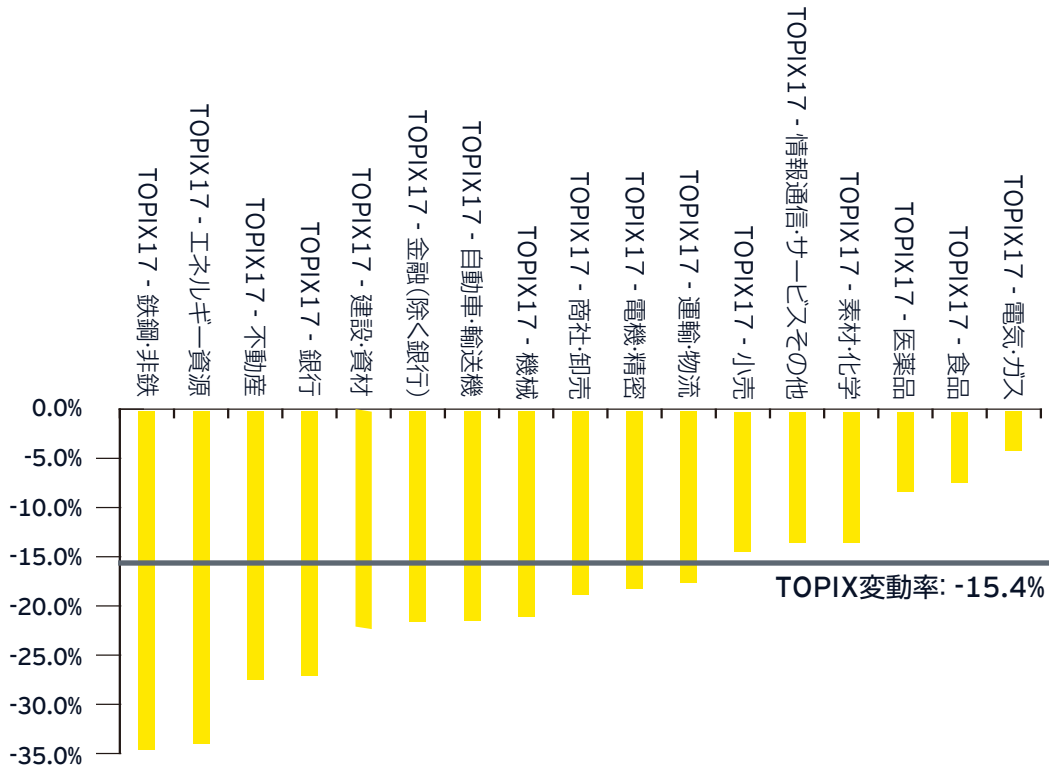
EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

1. コロナショックによる経済活動への影響

リーマンショックにおいては、金融業だけでなく、信用不安によって資本財や耐久消費財への需要が大幅に減少し、鉄鋼業界や自動車業界を中心に製造業で非常に大きな影響があった。コロナショックでは、人の移動の制限などリーマンショックとは異なる経済活動の制限があり、他の業界についても重大な影響がある可能性も否めない。しかし、2020年3月末までの株式市場の動きを見る限り、図表1の通り、ディフェンシブ・ストックといわれる、景気変動を受けにくいユーティリティ業界、医薬品業界、食品業界への影響は限定的となっているが、他の産業への影響は大きく、リーマンショックと同様に、鉄鋼業界や自動車業界への影響は特に大きくなることが予測されていることがわかる。

図表1 東証業種別株価指数の変動率(2020年1月～3月末 終値ベース)



2. 景気後退が企業財務と移転価格に与える影響

平常時での移転価格検証においてTNMM法などを用いるときには、検証対象企業が競争している市場が長期的な均衡にあり、検証対象企業と比較対象企業の利益率等が一定の水準に収束するということを前提として、比較対象企業の利益率によるレンジを独立企業間価格幅とみなしている。

一方、景気後退期においては、破綻する企業の数が増えたり、機能・リスクや製品の差異などの要因により需要ショックに対する影響が企業毎に異なっていたりすることで、同業界に属する企業の利益率のばらつきが大きくなるのが分かっている。¹このような状況下では、同一業界の企業の利益率が一定の水準に収束するといった前提が成立せず、検証対象企業と比較対象企業の比較可能性が平常時よりも低くなっている可能性がある。いいかえれば、比較可能性が低下しているために、比較対象企業の利益率のレンジを調整なしに独立企業間価格の算定に用いることは適切ではない可能性が生じていることになる。

需要ショックが起きた場合、検証対象企業と比較対象企業の利益率に対する影響が同程度である、ということが立証できないかぎり、TNMM法など比較対象企業の利益率のレンジを用いる移転価格算定方法を使用するときには、何らかの差異調整が必要だと考えられる。

本稿では、景気後退期における差異調整の手法として、回帰分析による手法をケーススタディとともに紹介する。回帰分析は、米国の税務訴訟で信頼性のある科学的証拠として採用されているほか²、日本でも金融・商事訴訟において採用されている。³したがって、移転価格に係る裁判や調査等においても、十分に客観的な証拠能力を有していると考えられることができる。

3. 回帰分析を用いた差異調整方法についてのケーススタディ

取引概要

P国の親会社P₁社は自国で製造した完成品をS国の子会社S₁社に販売している。

P₁社はR&D及びマーケティングに係る無形資産を有するが、S₁社はルーティンな販売機能しか有していない。

検証対象年度において、景気が大きく後退し、親会社のP₁社だけでなく、子会社S₁社も大きな影響を受けた。

移転価格算定方法の選定

景気後退前の移転価格検証にあたっては、S₁社がルーティンな販売機能しか有していないため、P₁社から購入する完成品に係る販売についてのS₁社の損益を取引単位利益法(TNMM)で検証しており、売上高営業利益率(ROS)をPLIとして用いていた。

本ケースにおける差異項目

需要ショックによる影響が、検証対象企業と比較対象企業の間で同程度であるといえない場合、検証対象企業と比較対象企業の比較可能性を高めるため、需要ショックによる影響についての調整が必要となる。

差異の調整方法

経済学の学術論文においては、需要ショックの影響を測定するための代理変数⁴として、売上高または売上数量の対前年度成長率が一般的には有効であるとされている。検証対象企業及び比較対象企業の間での景気後退期の影響を調整するにあたっては、Hayri and Clark (2002)⁵で提案しているように、下式の通り被説明変数をPLIであるROSとした上で、需要ショックの代理変数である売上高成長率を説明変数に入れ、コントロール変数として資本運転調整についての変数等を入れた回帰分析を実施することができる。なお、下式はあくまで一例であり、営業利益率に影響を与えるその他の要因をコントロールするための変数を入れるなど、関係式には様々なバリエーションがあることについて留意されたい。

$$ROS_{i,t} = \alpha_0 + \alpha_1 \Delta Sales_{i,t} + \alpha_2 \text{Capital Adjustment}/Sales_{i,t}$$

$ROS_{i,t}$: 企業iのt年度における売上高営業利益率

$Sales_{i,t}$: 企業iのt年度における対前年度売上高成長率(売上増加の年度と売上減少の年度で変数を分ける場合もある)

$\text{Capital Adjustment}/Sales_{i,t}$: 企業iのt年度における運転資本調整を売上高で除した値。運転資本調整の金額は、在庫及び売掛金に係るコストから買掛金に係る金利費用を控除した金額として計算できる

回帰分析を実施した後、下式を用いることで、検証対象企業と同様の需要ショックの影響があった場合の各比較対象企業の利益率を推定することができる。

$$\text{Demand Shock Adj ROS}_{i,t} = ROS_{i,t} + \alpha_1 (\Delta Sales_{T,t} - \Delta Sales_{i,t})$$

$\text{Demand Shock Adj ROS}_{i,t}$: 企業iのt年度における需要ショック調整後の売上高営業利益率

$\Delta Sales_{T,t}$: 検証対象企業のt年度における対前年度売上高成長率

注) 検証対象企業と比較対象企業の間で運転資本の水準に差がある場合は、調整前のROSに対して運転資本調整を実施してから、上記の調整を実施することができる。

4. 結語

コロナショックの影響は、鉄鋼業界や自動車業界において特に大きくなることが予測される。破綻する企業の数が増えたり、機能・リスクや製品の差異などの要因により需要ショックに対する影響が企業毎に異なっていたりすることで、同一業界に属する企業の利益率のばらつきが大きくなり、検証対象企業と比較対象企業の比較可能性が平常時よりも低くなっている可能性がある。そのような場合、比較対象企業の利益率のレンジを調整なしに独立企業間価格の算定に用いることは適切ではない可能性が高いが、回帰分析を用いて、需要ショックに対する検証対象企業と比較対象企業への影響を定量化し、調整することで、比較可能性を高めることができる。

巻末注

1. Geroski, Paul. A., and Gregg, Paul, "Coping with Recession; U.K. Company Performance in Adversity", Cambridge University Press, 1997
2. Billings and Crumbley (2011)の研究によれば、97件の連邦税・固定資産税に係る税務訴訟の判決において回帰分析が利用されていたことがLEXISデータベースにおいて確認されている。詳細については、Billings, B.A., Crumbley, D.L., The Use of Regression Analysis as Evidence in Litigating Tax-Related Issues, J. of Applied Bus. Research 12(3):97 (Sept. 2011)を参照されたい。
3. インテリジェンス株式買取価格決定申立事件(東京高決平22.10.19金融・商事判例1354号14頁)を含めた複数の事案で、回帰分析を用いた株価補正が認められている。
4. 代理変数とは、直接計測できない変数(経済要因等)の影響を計測するために、当該変数の代わりに用いる変数である。
5. Hayri, Aydin and Clark, Richard A., "Firm Profitability in Recessions: Part II" (11 Transfer Pricing Report 29, 5/1/02)

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

河野 綾人

マネージャー

ayando.kono@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@Japan_EY

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200413

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp